

○国土交通省告示第五百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百五十八号）の一部を次のように改正する。

令和三年六月七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ、第三号ハ及びニ並びに第五号ニ及びホに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一・二（略）

三 令第七百七条の二に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ・ロ（略）

ハ 間柱及び下地を木材で造り、かつ、次に掲げる基準のいずれかに適合する構造とすること。

- (1) 屋外側の部分に次の(i)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、屋内側の部分に第一号ハ(1)(i)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。
  - (i) 一時間準耐火構造告示第一第三号ハ(1)から(6)までのいずれかに該当するもの
  - (ii) 厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボードの上に金属板を張ったもの
  - (iii) 木毛セメント板又はせつこうボードの上に厚さ十五ミリメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
  - (iv) モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が二十五ミリメートル以上のもの
  - (v) セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚

改正前

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ、第三号ハ及びニ並びに第五号ニ及びホに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一・二（略）

三 令第七百七条の二に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ・ロ（略）

ハ 間柱及び下地を木材で造り、その屋外側の部分に次の(1)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ(1)(i)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

- (1) 一時間準耐火構造告示第一第三号ハ(1)から(6)までのいずれかに該当するもの

さの合計が二十五ミリメートル以上のもの

(vi) 厚さが二十五ミリメートル以上のロックウール保温板の上に金属板を張ったもの

(2) 屋外側の部分に次の(i)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、屋内側の部分に次の(ii)に該当する防火被覆が設けられていること。

(i) 塗厚さが十五ミリメートル以上の鉄網軽量モルタル（モルタル部分に含まれる有機物の量が当該部分の重量の八パーセント以下のものに限る。）

(ii) 厚さが五十ミリメートル以上のロックウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）又はグラスウール（かさ比重が〇・〇一以上のものに限る。）を充填した上に、せつこうボードを二枚以上張ったものでその厚さの合計が二十四ミリメートル以上のもの又は厚さが二十一ミリメートル以上の強化せつこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせつこうの含有率を九十五パーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五パーセント以上としたものに限る。）を張ったもの

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

ニ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ(2)(i)又は(ii)に該当する防火被覆が設けられた

(2) 厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボードの上に金属板を張ったもの

(3) 木毛セメント板又はせつこうボードの上に厚さ十五ミリメートル以上モルタル又はしつくいを塗ったもの

(4) モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が二十五ミリメートル以上のもの

(5) セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が二十五ミリメートル以上のもの

(6) 厚さが二十五ミリメートル以上のロックウール保温板の上に金属板を張ったもの

ニ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ(2)(i)又は(ii)に該当する防火被覆が設けられた

構造（間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。）とすること。

(1) (略)

(2) ハ(1)(i)から(ii)までのいずれかに該当するもの

ホ (略)

四 (略)

五 令第七条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ〜ハ (略)

ニ 間柱及び下地を木材で造り、その屋外側の部分に第三号ハ(1)(i)から(ii)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

(1)・(2) (略)

ホ・ヘ (略)

第三 令第七条の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるもの（第三号に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一・二 (略)

三 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ (略)

ロ 裏側の部分又は直下の天井に次の(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。

(1)・(2) (略)

(3) 厚さが十二ミリメートル以上の強化せつこうボード（その裏側に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール又はグラスウ

構造（間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。）とすること。

(1) (略)

(2) ハ(2)から(6)までのいずれかに該当するもの

ホ (略)

四 (略)

五 令第七条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ〜ハ (略)

ニ 間柱及び下地を木材で造り、その屋外側の部分に第三号ハ(1)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

(1)・(2) (略)

ホ・ヘ (略)

第三 令第七条の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるもの（第三号に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一・二 (略)

三 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ (略)

ロ 裏側の部分又は直下の天井に次の(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。

(1)・(2) (略)

(3) 厚さが十二ミリメートル以上の強化せつこうボード（その裏側に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール（かさ比重が

ール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）  
を設けたものに限る。）

#### 四 (略)

第五 屋根の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハからホまで及び第二号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 令第一百七条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根（軒裏を除く。）の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ・ロ (略)

ハ 次に定める構造とすること。

(1) (略)

(2) 屋内側の部分又は直下の天井に次の(i)から(iv)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの

(i) (略)

(v) 第一第三号ハ(i)から(iv)までのいずれかに該当するもの

(vi) (略)

二 (略)

第六 令第一百七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次に定めるものとする。

一・二 (略)

三 段板及び段板を支えるけたが木材で造られたもので、当該木材の厚さが六センチメートル以上のもの又は次のイ若しくはロのいずれかに該当する構造とすること。

イ 当該木材の厚さが三・五センチメートル以上のもので、段板の裏面に第五第一号ハ(2)(i)から(v)までのいずれかに該当する防

〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）又はガラスウール  
（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）を設  
けたものに限る。）

#### 四 (略)

第五 屋根の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハからホまで及び第二号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 令第一百七条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根（軒裏を除く。）の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ・ロ (略)

ハ 次に定める構造とすること。

(1) (略)

(2) 屋内側の部分又は直下の天井に次の(i)から(iv)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの

(i) (略)

(v) 第一第三号ハ(2)から(6)までのいずれかに該当するもの

(vi) (略)

二 (略)

第六 令第一百七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次に定めるものとする。

一・二 (略)

三 段板及び段板を支えるけたが木材で造られたもので、当該木材の厚さが六センチメートル以上のもの又は次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすること。

イ 当該木材の厚さが三・五センチメートル以上のもので、段板の裏面に第五第一号ハ(2)(i)から(v)までのいずれかに該当する防

火被覆が施され、かつ、けたの外側の部分に第一第五号ニ(1)又は(2)(屋外側にあつては、第一第三号ハ(1)(ii)から(ii)までのいずれか)に該当する防火被覆が設けられたもの

ロ 段板の裏面に第三第三号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、けたの外側の部分に第一第一号ハ(1)(ii)から(v)までのいずれか(屋外側にあつては、第一第三号ハ(1)(ii)から(ii)までのいずれか)に該当する防火被覆が設けられたもの

火被覆が施され、かつ、けたの外側の部分に第一第五号ニ(1)又は(2)(屋外側にあつては、第一第三号ハ(2)から(6)までのいずれか)に該当する防火被覆が設けられたもの

ロ 段板の裏面に第三第三号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、けたの外側の部分に第一第一号ハ(1)(ii)から(v)までのいずれか(屋外側にあつては、第一第三号ハ(2)から(6)までのいずれか)に該当する防火被覆が設けられたもの

附 則

この告示は、公布の日から施行する。